

外国人介護職員に係る提出書類の変更

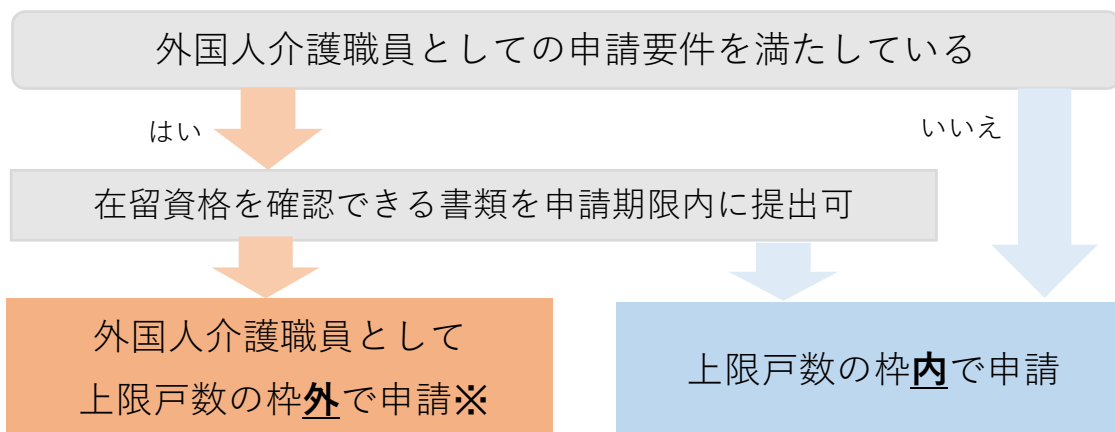
外国人介護職員として申請する場合、令和6年度は住民票の在留資格欄を確認項目としておりました。

本年度の申請状況を鑑みた結果、資格審査の強化を図るよう東京都から指示がありました。つきましては、令和7年度の申請から、外国人介護職員の提出書類は下記のとおりです。

●外国人介護職員の提出書類

		提出書類		
		住民票		細目確認書類 (外国人介護職員枠で申請する場合必須)
在留資格	細目	提出	在留資格の記載	
介護	—	要	要 (記載がないものは、外国人介護職員枠で申請できません)	なし
特定技能	介護			特定技能「介護」に係る指定書 (原則パスポートに貼付)
技能実習	介護			雇用契約書(技能実習様式)[写し]
留学	資格外活動許可			在留カード(表裏)[写し]
特定活動	EPA			雇用契約書(EPA様式)[写し]

●外国人介護職員申請フローチャート



※外国人介護職員として申請できないケース

- ・対象者が帰国してしまい在留資格の記載が省略された住民票しか提出できない。
- ・指定書の再取得の手続きに時間を要し、申請期限までに提出することができない。
- ・雇用契約書で在留資格細目を確認することができない。 等

指定書の再発行等に関しては所管庁までお問い合わせください。

その他不明な点等ございましたら財団までご相談ください。

★上記は現時点で予定している内容です。詳細は令和7年度「助成金の手引」等をご確認ください。